吹田市公告第540号

吹田市市庁舎電話交換機等更新業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地 方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年8月25日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名称 吹田市市庁舎電話交換機等更新業務
- 2 業務場所 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市庁舎
- 3 履行期間 今和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 4 業務概要 吹田市役所本庁舎内に設置されている市庁舎電話交換設備について、 以下の業務を行う。
 - ①仕様書に記載の更新対象設備から既存設備への接続機器類までの範囲 における設計。
 - ②電話交換機、電源装置、電話機、周辺機器の納入・更新及び既設設備との接続。
 - ③既設の電話交換機及び電源装置の撤去。
- 5 入札の保証 吹田市財務規則第98条に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を 締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する額 以上を納付しなければならない。
- 6 契約の保証
 - (1) 落札者は、次のアからオまでに掲げるいずれかの方法により、契約の保証を付さなければならない。
 - ア 契約保証金の納付
 - イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者

が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう)の保証書の提供

- エ 当契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- オ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係 る保険証券の提出
- (2) 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値(有価証券の場合にあっては時価の 10分の8の額)、保証金額又は保険金額は、本契約における契約金額の100分の1 0に相当する額以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認め たときは、この限りでない。

7 入札参加資格

以下に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿(物品等各種契約)に登録されている者であり、「2 事務機器・0A 機器」又は「14 通信用機械器具」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団 排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けてい ない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。
- (2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和7年8月25日(月)から令和7年9月11日(木)まで(土曜日、日曜日 及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時30分まで(正午から午後0時45分までを除く。)

イ 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟8階 総務部総務室

ウ 申請書の配布期間及び方法

令和7年8月25日(月)から令和7年9月11日(木)までの間に、吹田市の

ホームページ (トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度) 一般競争入札(業務委託)一覧) からダウンロードすること。

エ その他

- (ア) 申請書の作成等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ)提出された申請書は、返却しない。
- (ウ) 申請書は持参するものとし、郵送又は電子メールによる提出は受け付けない。
- (3) 入札参加資格の確認の結果について

入札参加資格の確認の結果は、参加資格の有無に関わらず、令和7年9月12日(金) までに、申込者に電子メールで通知する。入札参加資格がないと認めた者には、その理 由を付して通知する。

(4) 期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと本市が認めた者は、本入札に参加することができない。

9 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間及び質疑書の提出方法

令和7年8月25日(月)から令和7年9月4日(木)正午まで、件名を「質疑 吹田市市庁舎電話交換機等更新業務」とし、電子メールまたはFAXにより受け付ける。電話等による質疑は受け付けない。

(2) 回答掲載期間

令和7年9月10日(水)午前10時から令和7年9月18日(木)午後5時までとし、吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入入札情報 > 令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧)に掲載する。質疑がなかった場合は、ホームページに記載しない。

10 入札の日時及び入札場所

日時 令和7年9月19日(金)午前11時

場所 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟7階 会議室1

入札書(様式2)及び代理人をして入札に参加する場合の委任状(様式3)の様式は、 吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・ 契約>業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度) 一般競争入札(業務委託)一覧)からダウンロードし、使用すること。

11 入札方法

- (1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。
- (2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。なお、最低制限価格は設定しない。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札の日時までに入札辞退届(様式4)を提出するものとする。 入札辞退届の様式は、吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境> 入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報 > 令和7年度(2025年度)一般 競争入札(業務委託)一覧) からダウンロードすること。

13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 提出された申請書類の審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (4) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

16 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書(様式5)を提出すること。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 その他

入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書、仕様書の内容を承認の 上、入札を行うこと。

20 問い合わせ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 高層棟8階 総務部総務室(庁舎管理担当)

電 話 (06)6384-1230(直通)

F A X (06) 6337-1631

Eメール so_somu@city.suita.osaka.jp